

指導員就業規則、事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規程の一部改正
期間契約事務局員就業規則（案）及び職員給与規程（案）の制定

資料番号 2

1 人事管理委員会答申の内容

- ・平成25年9月12日に理事会から諮問された「事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規程の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則（案）及び職員給与規程（案）の制定」については、職員の待遇改善に関する制定、改定であり、労働基準法に基づいた妥当なものである。
- ・原案については、文言・表記の混在が見られるので統一を図ること。

2 一部改正又は制定

(1) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則の一部改正

- ・新旧対照表
資料2-1のとおり。
- ・附 則
この規則は平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

(2) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約事務局員就業規則（案）の制定

- ・規則案
資料2-2のとおり。
- ・附 則
この規則は平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

(3) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程（案）の制定

- ・規程案
資料2-3のとおり。
- ・附 則
この規程は平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。
特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規指導員給与規程（以下「正規指導員給与規程」という。）は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の施行をもって廃止する。なお、職員給与規程の施行日までの正規指導員給与規程第12条に規定する会議手当については、なお従前の例による。

(4) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則の一部改正

・新旧対照表

資料2-4のとおり。

・附 則

この規則は平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

この規則の施行日までの特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則第52条に規定する会議手当については、なお従前の例による。

(5) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク退職金規程の一部改正

・新旧対照表

資料2-5のとおり。

・附 則

この規程は平成25年10月20日から施行し、平成25年4月1日に遡及して適用する。

(6) 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク指導員就業規則の一部改正

・新旧対照表

資料2-6のとおり。

・附 則

この規則は平成25年10月20日から施行する。